

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関する
ガイドライン（案）改正検討会の公開について

- 会議は、議事非公開とする。

- 冒頭のみ会議時における撮影等を可とする。

- 会議の資料は原則として公開とする。ただし座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

- 会議の議事概要は出席者の確認を取った上で公開する。

- 会議の資料及び議事概要については、会議後、ホームページに公表する。